

平成 22 年度 事務所移転検証委員会 第 1 回

日時；平成 22 年 5 月 7 日（金）18:00～20:00
場所；大東京信用組合ビル 5 階 会議室

次 第

< 第 一 部 >

進行 福岡 博

1 委嘱状交付式

ご挨拶

（社福）武蔵野市民社会福祉協議会 会長 伊藤 平司

委嘱状の交付

（社福）武蔵野市民社会福祉協議会 会長 伊藤 平司

2 現在の事務所案内

< 第 二 部 >

進行 福岡 博

1 委員会の設置

（1）挨拶・委員会の設置目的

議 長 （財）武蔵野市福祉公社 理事長 会田 恒司

（2）事務局 紹介

（3）委員 自己紹介

（4）委員長の選任

議 長 交 代

2 議 事

（1）委員長代理の指名

（2）公開・運営に関する確認について

（3）検証委員会の運営について

（4）現行案に至る経緯について

（5）検証委員会設置の経緯及び今後の予定について

（6）現行案について

3 質疑応答

事務所移転検証委員会配付資料一覧

1 検証委員会の運営に関する資料

- (1) 事務所移転検証委員会 委員名簿
- (2) 事務所移転検証委員会設置要綱
- (3) 事務所移転実務者会議及び同ワーキングスタッフ

2 現行案に至る経緯に関する資料

- (1) 社屋移転に関する4つの基本的事項
- (2) 社屋(大信ビル)の移転計画の経緯
- (3) 「事務所の移転方法」の検討経緯
- (4) (財)武蔵野市福祉公社及び(社福)武蔵野市民社会福祉協議会の事務所移転に関する協定書

3 検証委員会設置の経緯に関する資料

- (1) 市議会の経緯
- (2) 陳情2件(陳受22第1号、第2号)

4 検証委員会の今後の予定に関する資料

- (1) 事務所移転検証委員会フロー
- (2) 事務所移転検証委員会・スケジュール

5 現行案の説明に関する資料

- (1) 事務所の移転について
- (2) 現行案位置図(市内全図・拡大図)
- (3) 福祉公社及び市民社協社屋の賃借料スキームについて
- (4) 法人一括拠出金による新社屋長期賃貸借契約の意義
- (5) 福祉公社・市民社協 社屋新旧対照表
- (6) 現行案建物イメージ図(鳥瞰図、建物入口付近)
- (7) 現行案・平面図案(平成22年2月19日現在)
- (8) 現行案に関する主な意見

6 その他の参考資料

- (1) 事務所移転検討の経緯
- (2) 基金規程(福祉公社、市民社協)
- (3) 用途地域図

以上

事務所移転検証委員会委員名簿

委員氏名 所属・役職	備 考 (事務所移転検証委員会設置要綱適用条項)
黒竹 光弘 社会福祉法人とらいふ理事長	社会福祉事業に関する有識者 (第3条第1号)
前川 智之 (株)山下ピー・エム・コンサルタンツ 企画開発部部长	建設事業又は不動産事業に関する有識者 (第3条第2号)
平澤 千鶴子 平澤法律事務所	弁護士 (第3条第3号)
青山 伸一 青山公認会計士事務所	公認会計士 (第3条第4号)
谷 明彦 谷会計事務所	税理士 (第3条第5号)

事務所移転検証委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会(以下「市民社協」という。)及び財団法人武蔵野市福祉公社(以下「福祉公社」という。)の事務所移転を迅速かつ確実に行ううえで、適正な方法を検討するため、事務所移転検証委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、市民社協理事会及び福祉公社理事会の諮問に応じ、次に掲げる事項を協議する。

- (1) それぞれの法人理事会において審議中の「事務所の移転について」の内容の検証
- (2) 前号による移転方法に代わる方法の考察
- (3) その他、市民社協理事会及び福祉公社理事会いずれもが諮問することを必要と認める事項

2 委員会は、前項により協議した結果を、市民社協、福祉公社それぞれの理事会に報告しなければならない。

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる5人程度の委員をもって組織し、市民社協会長及び福祉公社理事長が共同して委嘱する。

- (1) 社会福祉事業に関する有識者
- (2) 建設事業又は不動産事業に関する有識者
- (3) 弁護士
- (4) 公認会計士
- (5) 税理士

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、平成22年9月30日までとする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 第4条第1項の規定により、初めて委員長の互選を行う場合は、前項の規定にかかわらず、市民社協会長及び福祉公社理事長が共同して召集する。

3 委員会が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の庶務は、市民社協及び福祉公社が共同して行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市民社協会長及び福祉公社理事長が協議し、両者が共同して別に定める。

付 則

この要綱は、平成22年4月30日から施行する。

事務所移転実務者会議及び同ワーキングスタッフ

事務所移転実務者会議

所属	氏名	備考
武蔵野市		
健康福祉部長	三澤 和宏	
健康福祉部生活福祉課長	鎌田 浩康	
財団法人武蔵野市福祉公社		
常務理事・事務局長	河中 款	議長
総務課長	藤井 悦郎	
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会		
常務理事	三輪 博行	副議長
事務局長	福岡 博	

ワーキングスタッフ

所属	氏名	備考
武蔵野市		
健康福祉部生活福祉課総務係長	田上 博之	
財団法人武蔵野市福祉公社		
在宅サービス課長	服部 哲治	
高齢者総合センター長	中村 義明	
総務課管理係長	高橋 彰	
後見係長	上田 令子	
	堀田 千寿	
	石川 弘美	
	武井 順次	
	田淵 清美	
社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会		
係長	大久保 俊明	
係長	田村 晃一	
	高島 孝之	
	島田 美江	

社屋移転に関する4つの基本的事項

1. 迅速性

*迅速な対応が必要である。

- ・平成23年3月末までの賃貸借
- ・耐震補強はしないという結論

2. 確実性

*確実に移転しなければならない。

3. 基金の活用

*遺贈された寄付、基金の活用。

- ・未活用の基金を効率的に運用する。

4. 福祉公社・市民社協の一体性の確保。また、民間活力を利用する。

*従来同様に一体性を確保する

1 今までの経緯

- 平成3年 市が大東京信用組合（大信）との間で、大信ビル3～5階（約800㎡）の賃貸借契約を締結する。（平成23年3月まで）
市の組織（高齢者総合センター（仮称）開設準備担当）及び福祉会館仮施設が入居する。
- 平成5年 福祉公社・市民社協が入居する。
（福祉公社は中町3丁目から、市民社協は市役所内から移転）
- 平成20年 大信ビル耐震調査実施、新耐震基準に満たないとの結果が出る。
*Is値0.3 大規模地震により倒壊又は崩壊の恐れのある建物と判明。
*大信は、費用対効果などから、築44年経つ建物の耐震補強は行わない方向としている。
- 平成21年 事務所の移転先について、福祉公社・市民社協の両常務理事が調査・検討した。（詳細は、参考資料3 「事務所の移転方法」の検討経緯参照）

2 現在の状況および今後の予定

- 平成22年1月 3団体（市・福祉公社・市民社協）職員による新社屋検討委員会を設置。
候補地の諸課題や施設のレイアウトの使い方について検討中。
- 2月 市・福祉公社・市民社協「事務所移転に関する協定」締結（8日）
理事・評議員向け候補地見学会（9, 15日）
評議員会（16日）、理事会（17日）「事務所の移転について」
- 3月 評議員会・理事会 「平成22年度事業計画・予算」
- 4月 建築主が建設事業に着手
基本設計・実施設計
～夏頃 建築確認、工事着工
- 平成23年2月 建物竣工
内装など
- 3月 引越し
- 4月 新社屋完成（移転完了）

「事務所の移転方法」の検討経緯

1 現状では市民社協と福祉公社は同じ建物内に所在するが、今後はどうするのか

- ・市が一括して賃料の全額を負担している。また、市の今後の財政状況からも公社としての内部努力を強く求められている。
- ・講堂・会議室・エレベーター・トイレなどを共同で使用し、効率的に施設を運用していることから、物理的にも同じ建物内が望ましいと考える。

2 必要な面積や設備は

- ・大信ビルでの占有面積は延 723 m² (3～5階) であるが、障害者用トイレは女子用トイレ内にあり不適である。また、会議室、相談室、文書庫、倉庫などが不足しており、増設が必要となっている。よって、前述の面積を超える広さが必要である。

3 検討した移転方法

(1) 民間のビルを賃貸借できないか

- ・市内のいくつかの民間ビルを調査したが、現在の占有面積以上の空室は少なく、賃料も大幅に増大することから困難と思われる。

(2) 公共施設（市や都が所有する）空き施設などの活用ができないか

- ・市や都が所有する空き施設を調査したが、それぞれに利用目的などがあり、移転先の対象とするには困難であった。

(3) 市などが保有する土地で、新社屋の建設ができないか

- ・市などが保有する土地は使用目的が定められているが、土地利用については関係する部署との調整や市の長期計画などで、十分に議論する必要がある。結論を得るには長期にわたることから、平成 23 年 3 月までに移転は不可能となる。

(4) 市などが保有する土地に仮設の社屋を建設したうえで、将来計画を検討することは考えられないか

- ・社屋は事務所ビルとしての建物であり、都市計画法で 500 m²以上の事務所は用途地域が定められ、建設する用地も限定される。また、仮設の建物は建築基準法により使用期間は 2 カ年としている。
- ・仮設であっても、相当な建設コスト、移転コストがかかる。

(5) 民有地の所有者が、その土地に社屋を建設し、長期賃貸借契約を結ぶ方式が考えられないか

- ・事務所ビルとしての用途地域が限定されていることから、候補地の選定は狭められる。
- ・市民が集まりやすい場所とする（公共交通機関など利用しやすい場所）。
- ・事業主の理解が絶対条件となる。
- ・賃貸料や仕様・スケジュールなどで、十分な調整が必要となる。

4 移転方法の方針

前項の(1)～(5)に掲げた経緯を踏まえ総合的に判断した結果、「**民有地の所有者が、その土地に福祉公社や市民社協の仕様に基づいて社屋を建設していただき、長期の賃貸借契約を結ぶ方式**」が最も良い選択肢という結論に至った。

5 予定する賃貸借契約のあらまし

- ・ 平成23年4月1日から20年間の賃貸借契約を締結することを前提に、土地の所有者（事務所ビルの貸主）が福祉公社・市民社協の仕様に沿って事務所ビルを建設する。
- ・ 事務所ビルの賃借料は、入居に先立ち福祉公社・市民社協が貸主に支払う20年分の長期前払い家賃及び、入居後に支払う月額家賃の併用払いとする。
- ・ 万が一に貸主側の責により賃貸借契約の履行が困難になった場合、福祉公社・市民社協に金銭的損害が生じることがないように、長期前払い家賃に保全措置を施すこととする。

財団法人武蔵野市福祉公社及び社会福祉法人武蔵野市民社会
福祉協議会の事務所移転に関する協定書

平成 22 年 2 月 8 日

武蔵野市（以下「甲」という。）と財団法人武蔵野市福祉公社（以下「乙」という。）及び社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「丙」という。）とは、乙及び丙の事務所の移転に関し、次の条項により協定を締結する。

(移転の了承)

第 1 条 甲は、乙及び丙が市民福祉の推進及び向上のため、その事務所を現在地（武蔵野市吉祥寺本町 4 丁目 10 番 10 号）から平成 23 年 4 月に移転することを了承する。

(事務所の位置)

第 2 条 移転後の事務所の位置は、武蔵野市八幡町 1 丁目 243 番地内とする。

(財政措置)

第 3 条 甲は、乙及び丙が市民福祉の向上に寄与することに鑑み、予算の範囲において今後も事務所の賃借料等の一部を支援するものとする。

2 前項の規定による支援は、平成 23 年度からとする。

(疑義等の協議)

第 4 条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき又は、この協定に定めのない事項については、甲、乙、丙協議のうえ定めるものとする。

(その他)

第 5 条 第 1 条の移転の了承は、乙及び丙の理事会及び評議員会の議決又は承認を経た後に、効力を発するものとする。

甲 東京都武蔵野市緑町 2 丁目 2 番 28 号

武蔵野市

代表者 武蔵野市長



色上守正

乙 東京都武蔵野市吉祥寺本町 4 丁目 10 番 10 号

財団法人 武蔵野市福祉公社

代表者 理事長



会田恒司

丙 東京都武蔵野市吉祥寺本町 4 丁目 10 番 10 号

社会福祉法人 武蔵野市民社会福祉協議会

代表者 会長



伊藤千司

市議会の経緯

社屋移転について、平成22年2月15日付で陳情2件が市議会で受理され、この間の本会議、厚生委員会で審議されたので、その状況について報告します。

* 2件の陳情(別紙参照)

陳受22第1号

武蔵野市民社会福祉協議会及び財団法人武蔵野市福祉公社社屋移転と新社屋に関する陳情

陳受22第2号

武蔵野市民社会福祉協議会及び財団法人武蔵野市福祉公社社屋移転と新社屋についての調査委員会設置に関する陳情

1 3月8日開催厚生委員会

審査の結果、2件とも全会一致で意見付採択された。(意見は以下のとおり)

陳受22第1号の意見

陳情文中の団体は市から独立した機関であり、文中の内容は当該団体の内部自治の問題であるため、計画の凍結を決定する権限は議会にないが、本文を中心とした趣旨を了とするので、趣旨に従って努力されたい。

陳受22第2号の意見

趣旨を了とするので、厚生委員会として引き続き行政の報告を求める。

2 3月12日開催本会議

上記2件の陳情について「意見付採択すべきもの」という審査結果を厚生委員長が本会議に報告した。本会議においても意見付採択(意見内容は同じ)された。

陳情採択を受けて、市長からそれぞれの法人に対し助言指導があった。

3 3月17日開催厚生委員会

冒頭行政側報告の中で、市長から「両法人に対しては、引き続き丁寧な説明を求めるとともに、半年ほどかけてよく議論するように助言指導した」旨の発言があった。

また、説明員が「法人としても事務所の移転について検証するため、委員会組織を法人側で立ち上げる必要がある」旨の答弁をした。

以上

(陳受22第1号)

武蔵野市民社会福祉協議会及び財団法人武蔵野市福祉公社社屋移転と
新社屋に関する陳情

受理年月日

平成22年2月15日

陳情者

吉祥寺南町4-17-14
小餅 友子 ほか2名

陳情の要旨

1月29日開催の、地域福祉協議会地区代表者会議において、武蔵野市民社会福祉協議会が、現在社屋として借りている大東京信用金庫との契約期間が残り少なくなっていることと、耐震に問題があり早急に移転が必要であることが伝えられました。同時に、既に八幡町に候補地が決まり新社屋を建てるとも伝えられました。民生委員を除くほとんどの地区代表者会議出席者にとっては寝耳に水でした。

地域福祉推進協議会（通称〇〇〇福祉の会）関係の市民は、以前から、社会福祉協議会（通称市民社協）が、市民にわかりやすいところにあつて、広く知られ、親しまれることを切望しておりました。遠近の問題でなく、あまりなじみのない場所への突然の移転であり、なぜ今新社屋建設なのかと、戸惑うとともに、何の問いかけもなかったことに疑問も寂しさも感じております。

地域社協を担っている市民は皆ボランティアです。

社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは言いがたく、もっとその活動の内容を知って利用してもらえば、地域活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれると思っています。社協はより広く、より深く市民に知られ、親しまれ、活用される構えが必要です。そこで、前述の代表者会議でも、いろいろな既存の施設や土地が利用できないかと質問が相次ぎました。当日は、全てだめで候補地だけが可能という説明でしたが、納得できる理由ではありませんでした。

なぜほかが駄目で、候補地だけが可能なのか、多くの市民が納得できる根拠を説明してください。この過程は、まだ知られていない市民社協そのものを広く市民に認知してもらい、会員増強につながる材料にもなると思います。

そこで、下記のとおり陳情いたします。

記

- 1 市は、社会福祉協議会及び福祉公社利用者や関係諸団体、議会及び一般市民へ、場所の選定に至るこれまでの経緯をどういう手続きで行ったか、詳細に説明すること。
- 2 市は、移転先の可能性のある複数の候補地について、調査研究を行い、結果について情報公開すること。また、調査結果が出るまで現在の移転計画は凍結すること。
- 3 市は、公開した情報に基づき、改めて計画を検討の過程を含め情報公開し、再選定すること。
- 4 以上によって、計画を進める際の公開性と透明性を担保すること。

(陳受22第2号)

武蔵野市民社会福祉協議会及び財団法人武蔵野市福祉公社社屋移転と
新社屋についての調査委員会設置に関する陳情

受理年月日

平成22年2月16日

陳情者

吉祥寺東町1-16-1
原 利子 ほか2名

陳 情 の 要 旨

1月29日開催の、地域福祉協議会地区代表者会議において、武蔵野市民社会福祉協議会が、現在社屋として借りている大東京信用金庫との契約期間が残り少なくなっていることと、耐震に問題があり早急に移転が必要であることが伝えられました。同時に、既に八幡町に候補地が決まり新社屋を建てるとも伝えられました。民生委員を除くほとんどの地区代表者会議出席者にとっては寝耳に水でした。

地域福祉推進協議会（通称〇〇〇福祉の会）関係の市民は、以前から、社会福祉協議会（通称市民社協）が、市民にわかりやすいところであって、広く知られ、親しまれることを切望しておりました。遠近の問題でなく、あまりなじみのない場所への突然の移転であり、なぜ今新社屋建設なのかと、戸惑うとともに、何の問いかけもなかったことに疑問も寂しさも感じております。

地域社協を担っている市民は皆ボランティアです。

社会福祉協議会がまだ市民全体に浸透しているとは言いがたく、もっとその活動の内容を知って利用してもらえば、地域活動と連携して、弱い立場の市民の支えになれると思っています。社協はより広く、より深く市民に知られ、親しまれ、活用される構えが必要です。そこで、前述の代表者会議でも、いろいろな既存の施設や土地が利用できないかと質問が相次ぎました。当日は、全てだめで候補地だけが可能という説明でしたが、納得できる理由ではありませんでした。

なぜほかが駄目で、候補地だけが可能なのか、多くの市民が納得できる根拠を説明してください。この過程は、まだ知られていない市民社協そのものを広く市民に認知してもらい、会員増強につながる材料にもなると思います。

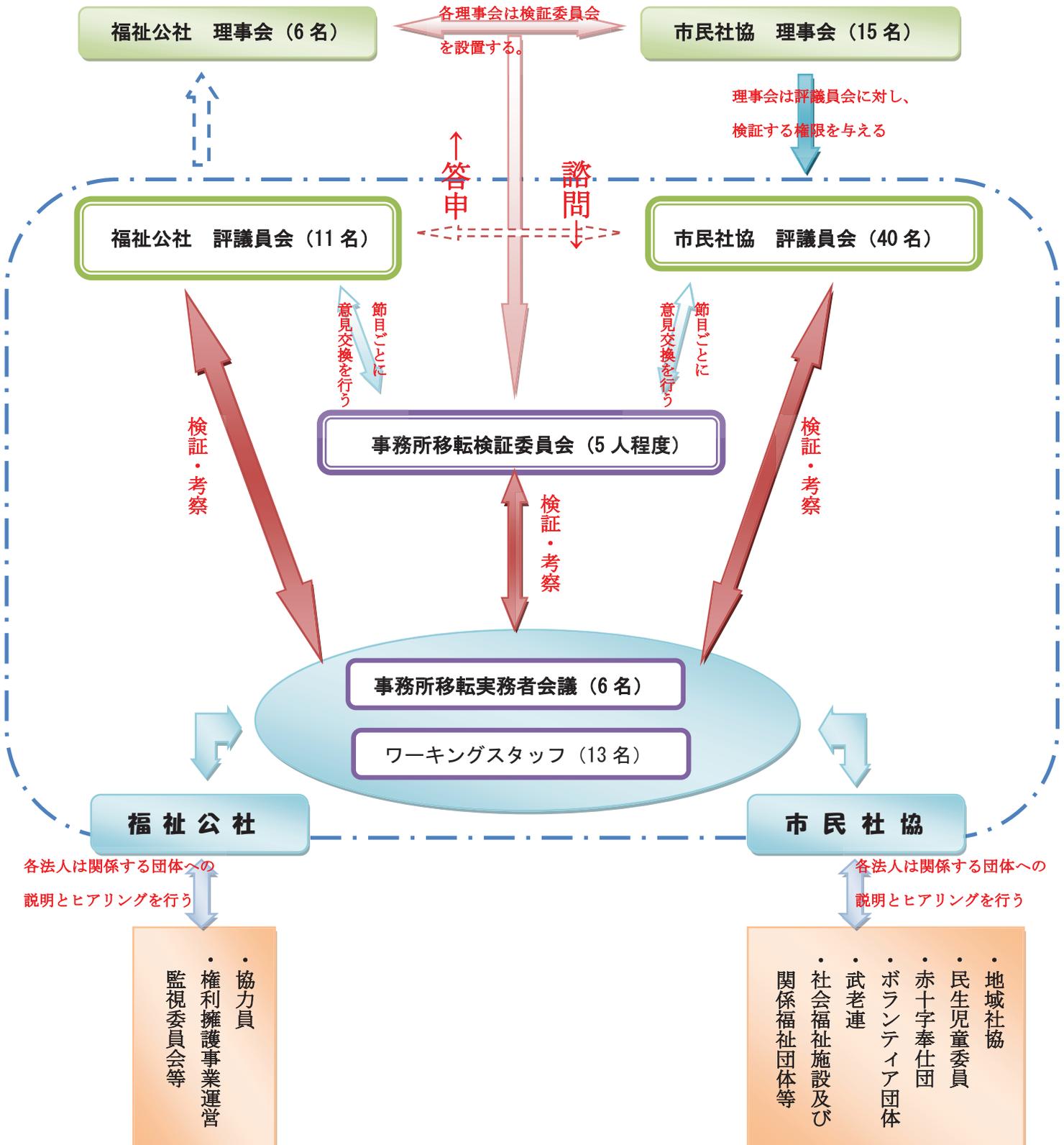
上記につき、2月15日「武蔵野市民社会福祉協議会及び財団法人武蔵野市福祉公社社屋移転と新社屋に関する陳情」を提出しました。あわせて、議会で調査委員会を作り調査されるよう、下記のとおり陳情いたします。

記

議会は、責任を持って調査委員会を設置し、当該関係者を参考人として呼んで、上記2団体の社屋移転に関する経緯を明らかにすること。

平成 22 年 5 月 7 日

事務所移転検証委員会フロー



事務所の移転について

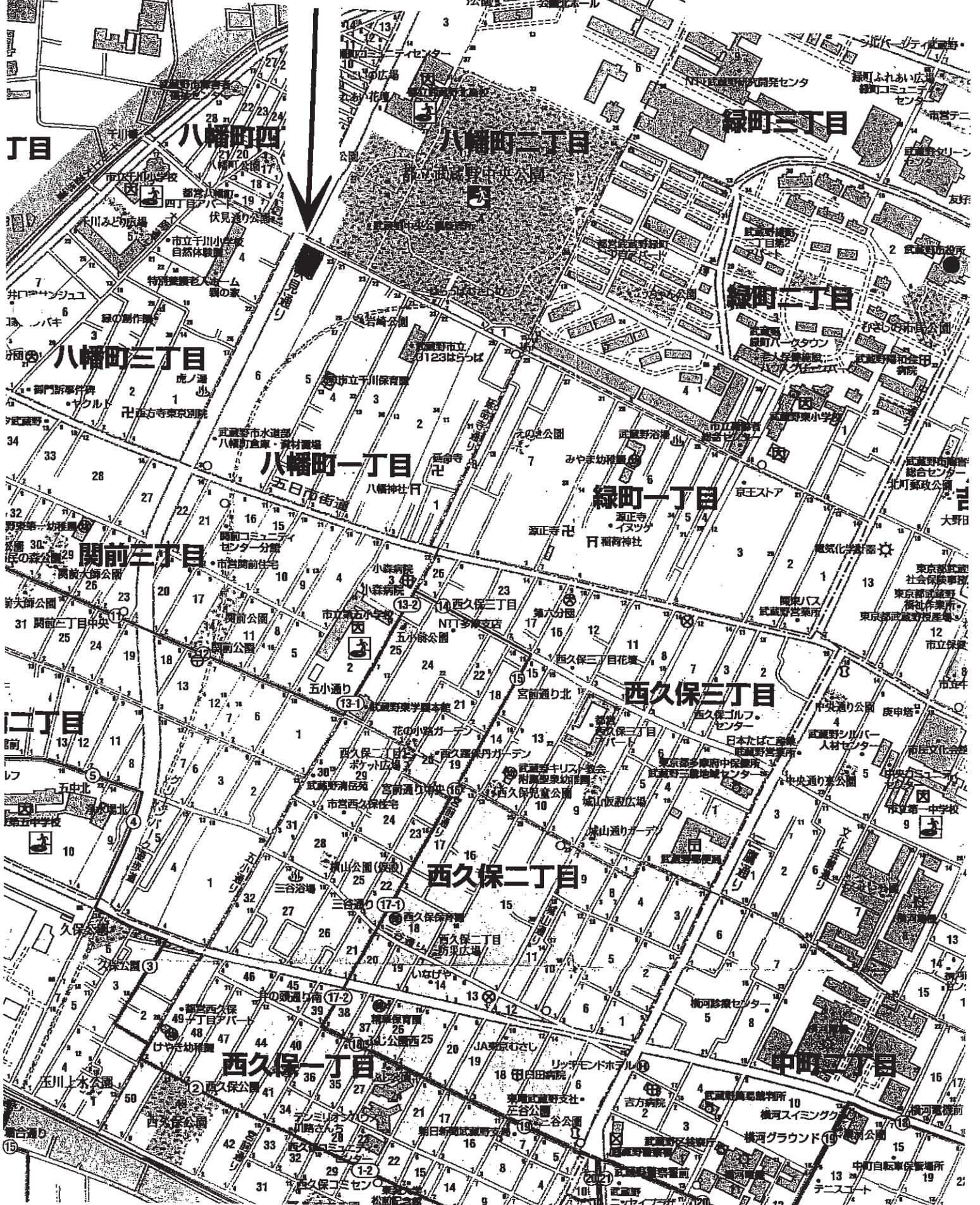
財団法人武蔵野市福祉公社の事務所を、現在地（武蔵野市吉祥寺本町4丁目10番10号）から、次のとおり移転する。

- | | |
|-------------|--|
| 1 時 期 | 平成23年4月1日 |
| 2 事務所の位置 | 武蔵野市八幡町1丁目243番地内 |
| 3 移 転 の 理 由 | (1) 大東京信用組合と武蔵野市の間で締結している事務所の賃貸借契約の期間が、平成23年3月31日をもって終了すること。
(2) 事務所のある建物が、現行の耐震基準を満たしていないこと。また、大東京信用組合に、これを満たすための耐震補強工事を行う意思がないこと。 |

以上

武蔵野市八幡町1丁目243番地

位置図



福祉公社(及び市民社協) 社屋の賃借料スキームについて

1 賃借料等スキーム

《現 行》 ○市が、大東京信用組合と契約し、無償で両法人に貸与

* 市と大東京信用組合の契約は、平成3年4月から20年間

* 耐震に問題あるが、耐震補強はされない。

* 月額1,879,826円(年間22,557,912円(税抜き)、約6,300円/坪)

《移転後》 ○法人と貸主による20年間の長期賃貸借契約を締結する。

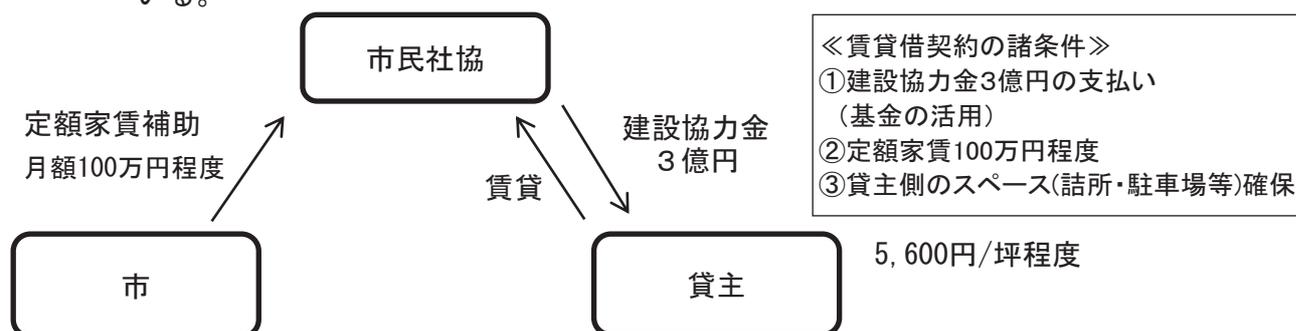
○法人は、建設協力金として3億円を支払う。

○法人は、基金を活用する。

○貸主が法人の仕様により建物を建設し、入居後は定額家賃として月額100万円程度支払う。

○市は、定額家賃相当額を運営費補助として支援する。

○20年の契約期間終了後は、さらに10年間定額家賃の額程度で更新できるよう協議を進めている。



* 数値は今後の検討によって変わることがあります。

法人一括拠出金による新社屋長期賃貸借契約の意義

1 法人(福祉公社・市民社協)による一括拠出金の位置づけ

法人が貸主に拠出する3億円(福祉公社はそのうち1.5億円)は、貸主が建設資金の一部として運用することを目的に拠出する建設協力金として、貸主に預託する。

この建設協力金を、契約期間中に償却するいわゆるリースバック方式(裏面注1)によるものと位置づけている。これを月々払う家賃の一部と相殺することにより、実質的に貸主から法人に返還する効果をもち、月々の家賃を低減できる。

2 建設協力金による長期賃貸借契約のメリット

- (1) 基金の有効活用を図ることができる。(※1 ※2)
- (2) 長期にわたる拠点の安定確保を図ることができる。
- (3) 月々の家賃のうち相当部分を、経常収入以外(基金取り崩し)による資金を充当することにより、法人が弾力的な財政運営を図ることができる。
- (4) 建設協力金が、貸主が負担する建築費の一部に充当されることにより、貸主の借入負担が軽減され、さらに法人の賃料負担軽減に反映される。
- (5) 法人が建設協力金として拠出することで、建物の仕様に法人の意見が反映できる。

3 建設協力金による長期賃貸借契約のデメリット

- (1) 貸主の責により途中で賃借が不能になった場合、その部分に相当する経済的損失が生じないよう、保全措置を講ずる必要がある。
- (2) 天災等、法人貸主双方の責に拠らない事象で賃借が不能になった場合、契約残期間にかかる損害を貸主とともに負う可能性がある。
- (3) 一括拠出による機会費用(裏面注2)が生じる。

* 1 基金活用の意義

寄付金により積立てられた老後福祉基金では、寄付者のご厚意・ご意思に応え、使用目的に即した基金の有効活用のための貴重な機会と捉えた。

* 2 基金活用の背景

- (1) 基金等一定の内部留保がある両法人が、自らの事業活動のための拠点整備経費を公的補助に全面依存することは市民理解を得にくいため、内部努力を求められる。一方、両法人とも単年度の経常収支は赤字で、新たな家賃負担を経常的な会計処理だけで賄うことは財政運営上厳しい状況にある。
- (2) 両法人が長期にわたり拠点の安定確保するため、内部努力をすると同時に、財政的に極力負担を与えない方策を追求した。

注1：リースバック方式(建設協力金方式)

借主(テナント)が建設協力金を貸主(オーナー)に差し入れる条件で、貸主の土地に借主が求める仕様で建物を建ててもらい、完成後は、差し入れられていた建設協力金が、締結した賃貸借契約の保証金に転換される。これにより、毎月の賃料から保証金の一部を相殺し借主に返済していく方式。

注2：機会費用

ある行動を選択することで失われる他の選択肢を選んでいたら得られるであろう利益のこと。建設協力金を差し入れない方法を選んだ際に、得られるであろう現金の運用利益がこれにあたる。

参考) 建設協力金方式と区分所有した場合のコストの試算

	建設協力金方式	区分所有
初期費用	300,000,000円(建設協力金)	約573,000,000円 (建設費、借地権の取得費用等)
年間の費用	12,000,000円 (100万円×12ヶ月で計算)	約13,700,000円 (借地料、建物維持管理費、損害保険料等)
大規模修繕費用		約10,000,000円 (1回300万円×4回×85%)
20年間の費用	540,000,000円	約857,000,000円

* 建設費、借地権の取得費用、借地料等は法人が試算

福祉公社・市民社協 社屋新旧対照表

平成22年3月19日資料

新社屋のレイアウト・面積などは現在検討中であり確定した数値ではありません。

	新社屋案(H22・2・19 現在)	大信ビル
住 所	八幡町1丁目6 地内	吉祥寺本町4-10-10
所有者(貸主)	武蔵野美装株式会社	大東京信用組合
賃貸借契約期間	平成23年4月より20年間を予定 (更新可能)	平成3年より平成23年3月までの20 年間。(更新可能)
建物構造	RC構造を予定 新耐震構造	RC構造 旧耐震構造 ビル耐震の Is値が0.3 耐震補強等を行わない
社屋使用区分	区分使用 法人側(1~2階の一部。3~4 階と屋上の全部)	区分使用 法人側(3~5階の全部)
面積内訳表	法人側全体面積(共有分含む) 1,326 m ² (401 坪)	法人側全体面積(共有分含む) 983.7 m ² (298 坪)
	法人側部屋面積(事務所等) 918 m ² (278 坪)	法人側部屋面積(事務所等) 723 m ² (219 坪) *契約面積
	公社専用 290 m ² 社協専用 293 m ² 共用部屋 335 m ² 階段・廊下・便所等 408 m ²	公社専用 228 m ² 社協専用 193 m ² 共用部屋 280 m ² 階段・廊下・便所 等 283 m ²

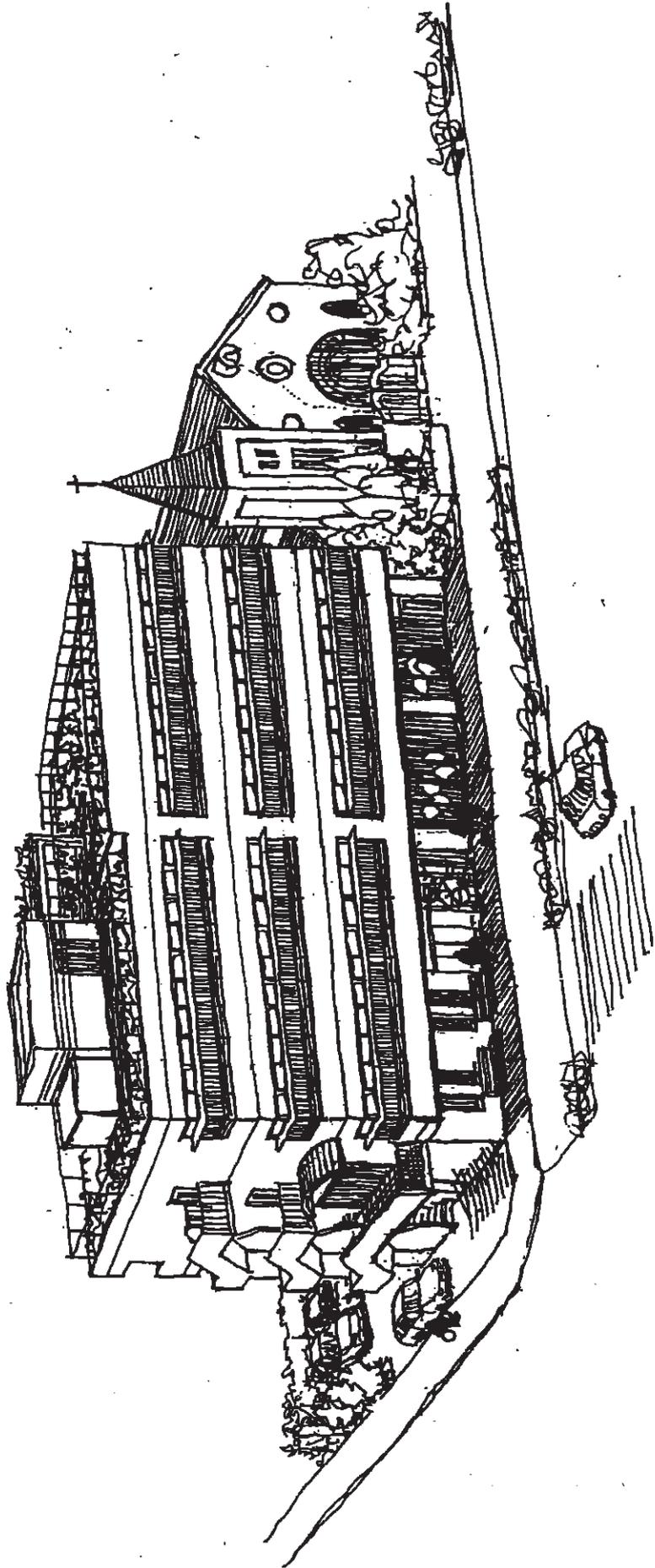
○主な増減部分

項 目	新社屋(案)	大信ビル
介護研修室(公社)	19 m ²	なし
フレックスヘルパー室(公社)	14 m ²	なし
会長室(市民社協)	なし	12 m ²
相談室(市民社協)	18 m ² (6 m ² ×3室)	6 m ² (1室)
ボランティアセンター室(市民社協)	49 m ²	なし
地域社協等サロン(市民社協)	68 m ²	なし
ロビー(90 m ²)	90 m ²	なし
障がい者用トイレ	2箇所(*内オストメイト1か所)	1箇所
多目的ルーム(4階)	163 m ²	142 m ²
倉庫類	99 m ²	68 m ²
シャワー・乾燥・洗濯室	13 m ²	なし
休憩コーナー(*屋上)	23 m ²	なし

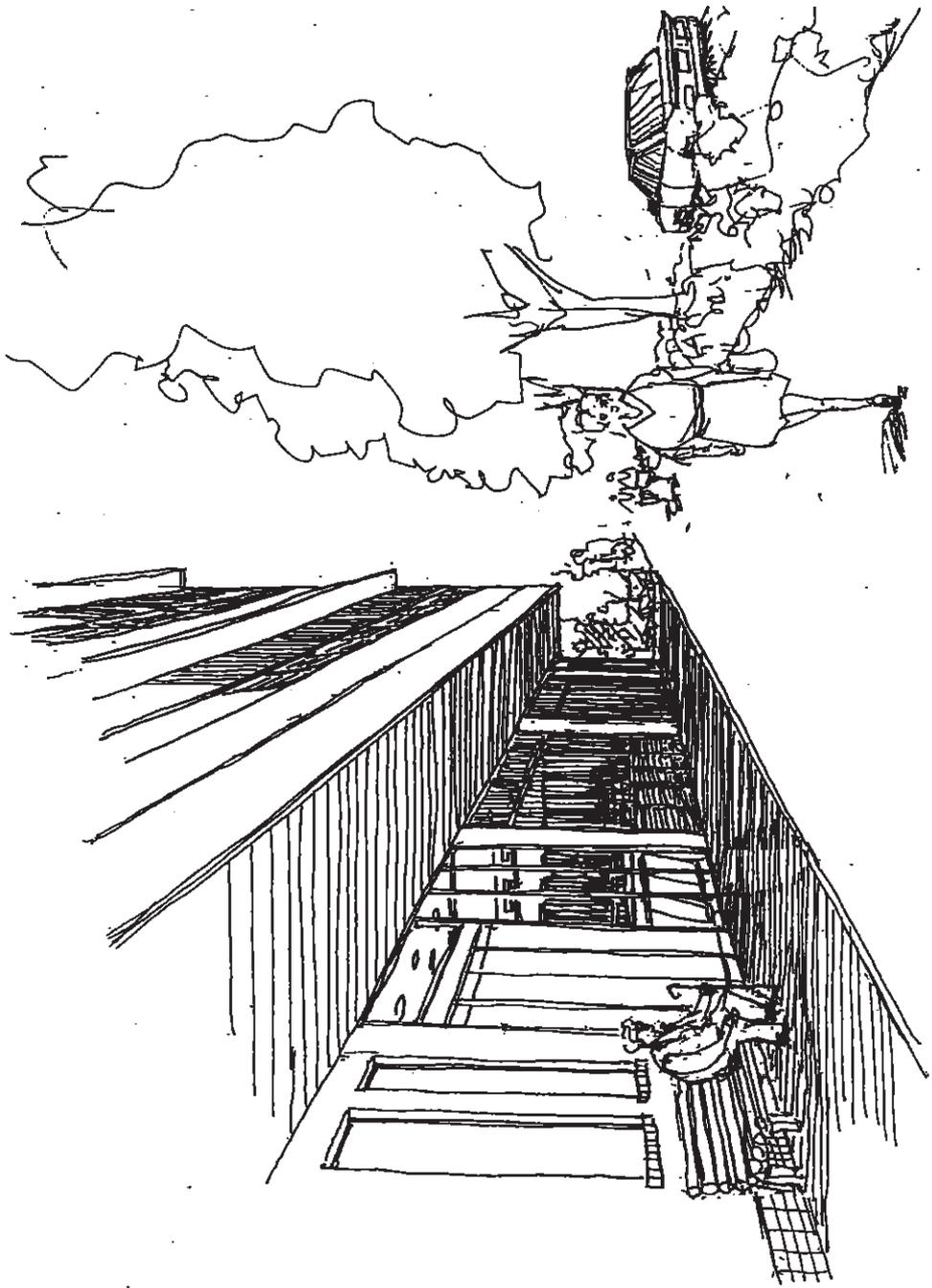
○付帯施設

	新社屋(案)	大信ビル
障がい者用駐車場	敷地内に1台分確保	なし
外来者用駐車場	隔地に2台分確保	隔地に2台分
事業用駐車場	隔地に6台分確保	隔地に6台分
自転車駐車場	敷地内に20台分・隔地に30台分 確保(バイク4台を含む)	隔地に50台分(バイク4台含む)

伏見通側鳥瞰図



伏見通り歩道及千代中透視



事務所移転検証委員会資料
平成 22 年 5 月 7 日

現行案に関する主な意見

<現行案関連>

- 内部職員、民生委員、地区社協、日赤奉仕団、協力員、動いてくれる地域の方々を入れる。声を生かすと言う仕組み作りができないといけない。
- ハード面・ソフト面から、協力員、地域社協、ボランティアの市民が離れて行く可能性を入れて議論し、もう一步踏み込み、徹底して声を聞くべき。
- 公社は誰もが使う施設。色々な人に伝える工夫が大切だ。
- 大信の契約期間の延長期間は？議論は丁寧に行うべきだ。
⇒ ○課題：10年延長であるが、早く移転したい。
- 新社屋移転計画について、市の委託業者の武蔵野美装に係る市民感覚での不信感を考えないのか。普通なら委託業者を避けるであろう。
- 旧図書館跡地は貴重な土地だ。有効活用について副市長は市長と政治決断できないのか。
- 1.5億の支払いの法的位置付けについて。
- 新社屋の選定、移転の手法について問題とされている。市長から助言指導があったが、現行案以外に新たな良い案、場所が出てきたら当然考えると言うのが、3月19日の厚生委員会のポイントだ。
- 移転検討のスタートが遅過ぎるが？
- 長期前払い金は3億か。支払い時期はいつか。
- 入居後、実質的に前払い家賃を含め、月225万円プラス消費税か？
- 駐車場が借りられるのか。駐車場代を上乗せすべきではないか。将来の自立の点から押さえておくべき点だ。
- 事後の紛争に備えて、慎重に事を運ぶべき。
- 後見の金融事務はどうなるのか。
⇒ ○人員増強、専用車、セキュリティを考える。
- 内部の職員の意見をよく聞くこと。
- 業務遂行上の問題点、実務上の課題をよく検討するように。
- 20年の前払い家賃は異例である。保証金的性格だが、家賃ととらえる方が武蔵野美装に税務上有利である。資金を出したが建ててもらえないことが心配だ。支出のタイミングや会社の信用はどうか。
- 建築主は相手方だか、公社が積極的に計画に関わっていくべき。相手に任せきりだと危険、共に参画していく道はあるのか。

- 事務局の提出資料や説明で了承はありえない。余りに簡単な資料である。今後20年間の公社の財務計画もない。詳しい資料を求める。
- 公社、社協の事務所は市民のものである。公社を利用者や協力員は見守っている。自分たちの事務所を建てると言う気持ちの醸成が必要だ。この計画はあまりに拙速だ。
- 利用者や職員等利用する人の意見を聞いたのか。現場を差し置いて決めている。例えば医療生協などは高齢者市民の意見を十分に聞き、それを施設に反映させている。
- 23年3月に移転しなければならないのか。将来の公社事業にとってこれが良いものなのかどうか。市民の立場から疑問を感じる。唐突ではないか。
- 前家賃の会計処理はどうか。
 - ⇒ ○20年で償却していく。月々125万円が資産の取り崩しになる。未償却の残額は預け金扱いである。償却条件付きの保証金？
- 新社屋選定は急な動きに見える。
- 市の業者関連の土地を使うことに不信感ありとの報道。
- 契約をオーナーと何時するのかにより内容が動く。契約時点で金が出せるのか。
- 移転することの業務上の支障、金融機関がないこと、マイナス面がかなり出てくるので、職員の意見をよく聞くように（前回の理事会でも）言った。
 - ⇒ ○権利擁護（に支障が出る）。日常的に5分でいける金融機関が、八幡町では時間がかかる。方策を議論している。
- 職員が十二分に事業に対応していけるかどうか。
- 市の取引業者だから不審感がある。関係者と取引業者との間で、何かがあった。検討期間が短い。候補地に偏りがあるから（不審）
- 八幡町に建設し、移ることに違和感がある。
- 本来は1年かけ、じっくり検討する大問題である。
- 新社屋に関し、職員の意見は？対応は。
 - ⇒ ○権利擁護事業（に支障が出る）。日常的に5分でいける金融機関が、（八幡町では）時間がかかる。方策を議論している。
- 社協のボランティアセンターの移動について、センスがない。その扱いはひどい。この時代には団塊の世代をインフォーマルなサポート資源としなくてはいけないのに、これでは（市民が）通りすがりに参加しない。考え直すべき。
- 市民の目からは業者がかみ、性急に進める欠点がある。白紙に戻す位の気持ちで検討し直せ。
- 武蔵野美装との関係で、何時までに決めるということはあるか。
 - ⇒ ○6か月がリミット、これ以上はない。その範囲で美装は了解している。
- 20年で4回補修とは、疑問。
- 三鷹駅北口の駐輪場の土地を候補の1つに加えてほしい。
- 今のところよりさらに不便なところに移転するようであれば、ボランティアの士気が落

ち、いなくなってしまう。

- 武蔵野市の中央から遠くなるとボランティアの志気にも関わる。多少の費用はかかってもなるべく駅に近いところ、市役所に近いところで何とかならないか。
 - 社協の理事や評議員の中に地域社協の代表者がいない、新社屋検討委員会の中にも市民が入っていないことに問題があるのではないか。
 - 今後、市で公共施設の建替、複合施設等の建築の計画がある時は、社協も手を挙げていくべき。また公共施設に入れてもらうとか。
 - 20年の賃貸借期間は非常に長いので、5年・10年というスパンでの軌道修正の可能性は？また、20年以後はどうするのか？
 - 緊急事態で、市も関わっているので、市の責任でどこかの土地に押し込んでくれないか？
 - 将来的にもっと交通の便が良い場所に動く可能性があるかと受け取ったが、それとも、本拠地は八幡町から移さないで、いくつかブランチをつくるということか。
 - 市民不在で案が作られたと感じる。案の決定はどこで、どういうメンバーで行ったのか？
 - 評議員会で決定される前に、市・福祉公社・市民社協で協定を交わした理由は？
 - 「前払家賃」の名目で実際は「建築協力金」に基金1億5千万円充てられると思うが、本当に大丈夫か心配である。前払い金を保全するとはどう言うことか。
 - 20年かけて武蔵野美装のビルを、公社・社協・市が建ててあげるという印象を持たれてしまうことが問題。
「前払家賃」ではなく「建設協力金」のほうが相応しいということであったが、「抵当権」は本来、貸付をした場合に設定されるものなので、それは無利子の貸付に当たるものなのか、その点はどう整理するのか。
 - 市民からの、例えば土地とかの新たな提案もあり得るということか。
 - 市民社協はいろいろなところで地域社協や市民と議論しながら一緒にやっていくという部分が多いにも関わらず、何か市民のいないところで決められたことを遺憾に思い、陳情を出した。
 - 半年間の延長は耐震性を考えた半年間なのか、半年延長の根拠は何か。
 - 市民社協と福祉公社が一緒である理由がなかなか見えない。一緒であることの事業上のメリットをきちんと出していただきたい。別々だったら、もう少し狭い地域でも探しやすい。公社社協が一体として動くことに合理性はあるのか。
 - 一番最初にこの話を聞いた時に区分所有かと思った。区分所有により不動産の所有権が発生する。建設協力金の方式で行うと、お金を何億も出しても柱1本自分のものにならない。
- <基金の活用に関し>**
- 基金の運用のルールはどのようなものか。基金を使った実績は？
⇒ ○ケアキャリア21のキャッシュバックに使う。
 - 内部留保（基金）を前家賃に充当させることは、税法上問題ないか？

- 寄付者の意思を反映しているのか。

＜事務所の物的仕様について＞

- 公社単独で必要なスペースはどのくらいの広さか。
- 社協との共用部分の管理方法、費用負担を考えておくべき。
専用部分は、社協公社対等か。

＜評議員会との関連＞

- 議会の流れを知らない（評議員会の）審議には、疑問がある。
- 検証委員会の経過報告を兼ね、評議員会が開催されるのか。

＜検証委員会に関し＞

- 今後の進め方について、諮問委員会を作りつつ、継続審議とは、どのような考え方か？
⇒ ○整理して議案を出し、理事会の議決を得る前に、検証委員会と理事会、評議員会でキャッチボールし、一定の結論を得て、理事会に返して、決定について審議する道筋。
- 他の案を検討するなら、現行案の検証と言う言い方は止めよ。検証委員会を止め、検討委員会とすべき。
- 市民参加一有識者だけでなく、社協、公社ゆかりの市民が意見を言う場を作るべき。
⇒ ○社協の評議員会と違い、公社は利用者が評議員会に入っていない。利用者にも意見を聞く。
- 陳情が出たことを含め、検証委員会を組織するなら、6カ月を有意義なものとするべきだ。

＜基金との関連＞

- 寄付金が、人件費、家賃、基本運営部分に回るのはよくない。寄付は事業に回すべき。
経常的経費に消えるのは良くない。
- そもそも公社の経常経費は市が負担するという合意が設立時からあった。それ故、位置付けや理念的整理が必要だ。
- 基金の取り崩しは、不動産に投資することは、OK という意味ではなかったか。資産に投資するということ（のはずだ）。
⇒ ○21年4月に、基金規程を改定した。ケアキャリア21など、人材育成の点から、通常経費でも基金を取り崩せる。
家賃は、消費的か投資的経費かの議論を要するが、基金は社屋等の投資的経費に使える。今回、建設協力金で、公社仕様で建物を建ててもらおう。権利を取得していくので、毎年の消費とは言えない、公社が使える投資的経費とも考えられる。合理性がある。資産に投資するのは合理性がある。

事務所移転検討の経緯

- 平成 21 年 4 月
- ・大信ビルの契約期間が平成 23 年 3 月で終了するのと、旧耐震の構造物で耐震補強をしないことから、改めて事務所移転の方策を両法人（市民社協・福祉公社）及び市担当部局とで調査・検討に着手する。
- 5 月初旬
- ・大信ビルと同様に、**民間ビルの賃貸借と市の空き施設が無いかの検討に入る。**
 - ・F&F(伊勢丹)の動きあり。開発公社理事長に状況を聞く。
 - ・テナントなどはこれからであるが、商業ビルであるため集客力を求めている。事務所機能としては考えていないとしている。
- 中旬
- ・武蔵境駅前の**丸十ビル**がテナントを探しているとの情報を受ける。
- 中旬
- ・丸十ビルを調査するが、4 階と 6 階を合わせて 206 m²であり、面積が狭小であった。賃料は坪当たり 12,000 円
- 5 月下旬
- ・多摩中央信用金庫（旧**太平信用金庫**）武蔵野警察前 旧耐震構造
フロアは空いているが、会議などで頻繁に使用しているとのこと。
- 6 月上旬
- ・**日進ハイツ** 西久保 3 丁目
総合的に判断し対象外とする。
- 6 月中旬
- ・**市などが保有する施設の活用ができないかを調査する。**
両常務理事とで一つの案として、**西部図書館**のレイアウトと可能性を調査する。
*仮設で使用し、その間に旧中央図書館など市が保有する土地に建設出来ないかの案である。
- 6 月下旬
- ・西部図書館跡地の仮新社屋（案）を作成する。
 - ・事務所面積は満足するが、エレベーターが無いことから 2 階は事務所専用と推測する。
- 6 月下旬
- ・**旧桜堤小学校の空教室利用**。旧耐震であった。
- 6 月下旬
- ・福祉公社の評議員でもある専門家に現状のフロア面積（約 800 m²程度）の空きビル（空き室）があるかの調査を依頼する。
 - ・**横河電機など三鷹駅近くに対象となる物件が無いか**を依頼する。
 - ・横河電機に問い合わせたが、本社機能を集中させるため、空き室などは無いとの回答であった。
 - ・**モアビル**（井の頭通りと成蹊通りの角）の物件紹介があった。
- 6 月下旬
- ・モアビルを確認する。
 - ・延べ床面積は 1,493 m² 地上 4 階・地下 1 階
賃料 507 万円（保証金 5 か月 2,415 万円）一括貸しを希望している。
障がい者用トイレなし。坪当たり 11,000 円程度)
建物構造・賃料・貸主の方向性から対象外とする。

- 7月上旬
- ・ **インターネット等での調査**。市内には約 150 件程度の事務所用のテナントがあったが、そのほとんどが 100 m² (約 30 坪) であり、対象となる物件は無かった。
 - ・ 公会堂入口付近の**スパルビル** (山梨中央金庫) の話もあったが、狭小で対象外とした。
- 7月下旬
- ・ 西部図書館の跡地利用が可能かを、東京都都市整備局都営住宅部資産税課へ可能性について相談する。
 - ・ 現在は図書館機能として無償貸与としているが、図書館以外の機能では新たな契約となるので有償となるとのこと。
- 8月
- ・ 市民社協「中期計画」に拠点の確保を記述。
- 9月上旬
- ・ 会田副市長・関係部局・両常務理事で西部図書館の利用について協議する。昇降機が無いことから、障がい者を含め会議室・多目的ホールなどは一階のみの利用となる。事務所機能の造作、引越しなどで多額は費用がかかることから対象外とした。
- 9月中旬
- ・ **市などが保有する土地に、新社屋の建設が出来ないかを調査**する。
 - **旧図書館跡地**：敷地面積 2,573 m² 第一種住居地域 60/200
建設出来る述べ床面積 約 5,000 m² 現事務所機能面積の 4～5 倍
建物のみ撤去。建物のベース及び杭は残っている。
 - **三鷹北口駐輪場**：敷地面積 約 3,400 m² 商業地域 80/500
建設出来る延べ床面積 約 17,000 m² 現事務所機能面積の約 13～15 倍
 - ・ 市と協議する。
市などが保有する土地は使用目的が定められているが、土地利用については関係する部門との調整や長期計画などで、十分な議論が必要である。第五期長期計画で議論するとしても 5 年程度の時間を要する。平成 23 年 3 月までの移転計画に合わせるのは困難とした。
 - ・ **市などが保有する土地に仮設の社屋を建設し、将来計画を検討する方法は考えられないか。**
社屋は事務所ビルとしての扱いになる。都市計画法で 500 m²以上の事務所は用途地域が定められている。したがって、建設出来る用途も限定される。また、仮設の建物は建築基準法第 85 条第 5 項の仮設建築分の許可基準に従わなくてはならない。
条件：(5) 仮設現場事務所・寄宿舍等 工事の施工上必要な期間 (2 年以内)
対象となる本建築物が確認済証等の交付を受けている建築物又は確認の申請が不要な改修工事を対象とする。
* どこに何を建設するか定まっていない状態で、仮設事務所等を建築することは出来ない。可能であっても期間は 2 年以内としている。
結局は本設と同様の構造となる。事務所機能となると、仮設でも坪当たり 3～40 万円の工事費になる。仮に 900 m² (270 坪) が必要としても 8,000 万円～1 億円程度はかかる。更に移転のコストも要する。

- ・上記の理由から、仮設の社屋を建設することは困難とした。
- 10月下旬
- ・市の理事者へ状況報告する。
 - ・民間ビルの賃貸借は該当するものが無かった。
 - ・市などが保有する土地に社屋を建設することは、方向性などをオーソライズ（長期計画等）するのに時間（5か年程度）を要することから、移転スケジュールを含め困難な状況とした。
 - ・市・都などが保有する施設に仮事務所機能の移転を検討したが、適切な物件が無かった。
 - ・以上の状況から、**民間の土地に社屋を建設し、長期賃貸借契約を結ぶ方式が考えられないかを検討することとした。**
 - ・課題と条件

事務所ビル（500㎡以上）が建設出来る用途地域は、第一種住居地域、第二種住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域である。このことから、候補地の選定は狭められる。

市民（利用者）が集りやすい場所（公共交通機関が利用しやすい）。

事業主の理解が絶対条件となる。

賃料（建設費も含む）が安価であること。法人側の仕様・スケジュール（23年3月までの移転が可能であること）
- 10月下旬
- ・両常務理事が中心となって、候補地の検討に入る。
 - ・吉祥寺地区においては該当する場所が見つからず。・三鷹北口・武蔵境地区も実地調査する。
- 10月下旬
- ・候補地の選定調査にあたって、どのような建物が建設出来るかを概略設計できる設計士がいないかを相談する。
 - 副市長より福祉を専門とする設計士（障がい者センターの設計に関わった方）の紹介を受ける。
- 11月上旬
- ・市民社協「理事会・評議員会」に社屋の現状と移転の必要性を報告する。
- 11月上旬
- ・市内**建設事業者**より、移転先は決まったのかとの問い合わせあり。建設でも協力する旨の内容。
- 11月上旬
- ・**不動産事業者**が来所する。協力する旨の内容。市内情報を伺う。
- 11月上旬
- ・市内の**建設事業者**が来所する。協力する旨の内容。市内情報を伺う。
 - ・その他、問い合わせあり。
- 11月上旬
- ・**旧保健所（武蔵野三鷹地域センター）**を検討する。
 - 公社の常務理事が市担当者を通じて情報を入手する。
 - 多摩府中保健所の建替えに伴い、書庫などのスペースとして使用するため不可とのことであった。
 - ・旧保健所の方針や旧耐震構造であることから、対象外とすることとした。
- 11月上旬
- ・両常務で候補となりそうな場所を調査する。調査対象面積は200～300坪。
 - 五日市街道沿い3か所**（現状駐車場）を調査する。うち2か所は課題あり。

1 か所が可能性あり (約 200 坪)。

○**伏見通り 2 か所**(現状駐車場)。1 か所は前向きであったが結果は不調となる。
他の個所は課題があり対象外とした。

○**福祉会館通りの延命寺通り入口付近** (近隣商業地域) 面積が 100 坪程度であったため対象外とした。

- 11 月中旬 ・ 市民社協 理事会・評議員会へ「社屋の移転について」報告事項で説明する。
- 11 月中旬 ・ 両常務理事でこの地区を再調査していたところ、伏見通りと市道 55 号線の角地に清掃車の駐車場として使われている場所があった。**(武蔵野美装)**
この土地の所有者は何処かと問い合わせる。自社の所有 (300 坪) とのことであった。
- 11 月中旬 ・ このような状況から、建設が可能とする 2 か所 (五日市街道沿いと武蔵野美装社) を候補地とした。
- 11 月下旬 ・ 設計士に 2 か所の荒々な略図面を書いていただき、地主と交渉にあたる準備を行った。
- 11 月下旬 ・ 会田副市長、福祉保健部長、両常務理事とで、候補地 2 か所と検討した場所を調査・確認する。その後、五日市街道沿いは交渉に入る前に、いくつかの課題があることが分かった。
このことから、武蔵野美装社の土地 (300 坪) を候補地として折衝にあたることとした。
- 11 月下旬 ・ 市長へ状況報告。これまでの経緯・概要と方向性を説明。また、有力な候補地として八幡町 1 丁目地内に所在する武蔵野美装社所有地を検討している旨と報告する。
- 12 月初旬 ・ 設計士が描いた概略の図面を用いて、武蔵野美装社と協議を開始した。
その時に示された条件は、現在収集車両の駐車場として 22 台分確保出来ること。作業員詰所として 40 坪を確保出来ること。手洗い洗車場を確保出来ることである。
法人側は現有面積 900 m²以上を確保したいとして協議を開始した。
- 12 月初旬 ・ 状況と方向性について、市長説明を行う。
- 12 月中旬 ・ 吉祥寺五日市街道に沿った**商業ビル K**の情報が有り。
総合的に判断し対象外とする。
- 12 月下旬 ・ 武蔵野美装社が有力な候補地として協議に入る。

現在に至る。

財団法人武蔵野市福祉公社老後福祉基金規程

平成12年4月1日
規 程 第 1 号

財団法人武蔵野市福祉公社は、高齢化社会に向け新しい福祉機能を備えた「有償在宅福祉サービス事業」を全国に先駆け運営してきた。

このことは、武蔵野市の高齢者が、長年住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送ることができるように公的サービスを補完する質の高いサービスを供給してきたものである。

この間設立当初より福祉公社の利用者をはじめ、ご遺族等から福祉公社サービスへの評価として、又この事業の発展のためにと多くの善意の寄付金が寄せられた。これらの寄付は老後福祉基金として積み立てられている。

この積み立てられた基金を寄付者のご意向に沿い、福祉公社の財政基盤である基本財産の充実と安定した財政運営のもとで事業の推進を図るために、この規程を設ける。

(設置)

第1条 財団法人武蔵野市福祉公社は、市民から寄せられた寄付金を積み立て福祉公社の充実と推進に資するため、財団法人武蔵野市福祉公社老後福祉基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、利用者等からの寄付金額とし毎年度一般会計収入支出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度予算に計上してこの基金に繰り入れるものとする。
(処 分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 財政基盤の拡充のため基本財産に組み入れるとき
- (2) 経済事情の変動等により、収入が不足する場合、当該不足額をうめるための財源に充てるとき
- (3) 公社の事業活動に必要な事務所、施設、設備または備品の整備に充てるとき
- (4) 公社の新規事業で、次のいずれかに該当するものに充てるとき

ア 新たな福祉機能を開発したもの

イ 地域の福祉サービスの向上または基盤整備に寄与するもの

2 前項の処分額は、予算に計上し理事会の承認を得るものとする。

(委 任)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理運用について必要な事項は、理事長が別に定める。

— 206 —

付 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会社会福祉基金規程

昭和62年4月1日

規程第1号

改正 平成6年4月規程第1号

(設置の目的)

第1条 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会（以下「本会」という。）の財政基盤を強化し、市民福祉の向上をはかるために本会が行う事業の充実及び推進に資するため、社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会社会福祉基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、毎年度一般会計収入支出予算（以下「予算」という。）で定める。

(管 理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎年度予算に計上して社会福祉事業に要する経費に充てる。

(繰替運用)

第5条 会長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰りもどしの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処 分)

第6条 基金は、次の各号の一に掲げる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により、財源が不足する場合において、当該不足額をうめるための財源に充てる時。
- (2) 緊急に実施することが必要となった事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てる時。

(委 任)

第7条 この規程に定めるものを除くほか、基金の管理運用について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会事業基金積立規程（昭和53年4月24日規程第8号）（以下「旧規程」という。）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、旧規程第3条の規定により現に積立てられている基金は、この規程により積み立てられた基金とみなす。

付 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。